

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	入札説明書	3	21	4_(1)_①	協力会社については、「事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。」とあり、代表企業および構成員については記述されておりませんが、当然、代表企業および構成員もSPCから直接業務を受託又は請け負う者との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	入札説明書	3	15	4	地上設備の「整備業務」（「建設業務」を除く。）をSPCから直接請け負う企業については、建設業許可（電気工事業、電気通信工事業等）を保有していればよく、その他特段の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。「建設業務」を除く地上設備の「整備業務」については、入札説明書4.(1)及び(2)の規定を除き、特段の参加資格要件は定めておりません。
3	入札説明書	3	15	4	地上設備の「整備業務」（「建設業務」を除く。）を複数者で分担して、SPCから直接請け負う場合、業務を実施する全員が建設業許可（電気工事業、電気通信工事業等）を保有していなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	必要な者が建設業法に基づき許可を保有する必要があります。また、No.2の質問回答を参照してください。
4	入札説明書	3	15	4	地上設備の「整備業務」（「建設業務」を除く。）を複数者で共同企業体（JV）を組み、SPCから直接請け負う場合、共同企業体を構成する全員が建設業許可（電気工事業、電気通信工事業等）を保有していなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	入札説明書	4	6	4_(1)_⑥	ただし書は、協力会社なら資本関係のある会社が他の応募グループに参加することも了解するということでしょうか？	ただし書は、一方の応募グループの協力会社が、別の応募グループの協力会社と資本関係もしくは人的関係にある場合は、4.(1)⑥の前段の適用は除外されるという趣旨です。
6	入札説明書	4	36	4_(2)_⑤	SPCから物品の調達を受けた当該事業者は代表企業、構成員、協力企業とはならないありますが、この場合、当該事業者とSPCが交わす契約は物品契約と考えてよろしいでしょうか？それとも代表企業、構成員、協力企業と同等かつ相応の責任を負うものと考えていいでしょうか？	SPCと衛星製造業者の責任分担は、事業者の提案とします。また、事業契約書（案）第18条を参照してください。
7	入札説明書	4	36	4_(2)_⑤	通常のPFI事業においては「SPCと契約する企業＝代表企業、構成員、協力企業」と認識していますが、「代表企業、構成員、協力企業」以外がSPCと契約せざるを得ない部分があるなら、その部分はPFI事業範囲からははずすべきと考えますが、いかがでしょうか？	本事業の特性に鑑み、原案のとおりとします。
8	入札説明書	5	1	4_(3)	「本事業衛星の運用を行う企業の参加資格要件」の要点は、「運用企業は、代表企業又は構成員が①～③の資格を有すること」と理解しております。次のように各々の資格をSPC構成法人で分担している場合は、運用企業として資格を有することができるかと理解して宜しいでしょうか？ ・代表企業：①、③の資格 ・構成員：②の資格	電波法等関係法令を順守した上で、「静止地球環境観測衛星の運用に関する業務」を複数の「代表企業」、「構成員」で実施することを妨げてはおりません。この場合、①及び②はいずれかの企業が、③は全ての企業が資格を有する必要があります。また、業務要求水準書における「第3_3_(1)衛星管制に係る業務」を分担する企業は、必ず②の資格を有する必要があります。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
9	入札説明書	5	22	4_(4)	国土交通省殿がご想定される建築工事の対象物とは新たな局舎等建物であり、アンテナ及びアンテナに附属として据え付けるシェルターの整備には当該競争参加資格は必要無いとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。また、No. 2の質問回答を参照してください。
10	入札説明書	17	29	別紙2_(2)	競争的対話の個別対面において、参加できるのは「代表企業のみ」でしょうか。あるいは「代表企業、構成員、協力企業のみ」でしょうか？下請け企業は応募グループにとって排他的な位置付けではないので複数の対話に参加することも出来るのではないのでしょうか？	入札説明書別紙2の3.(1)に規定したとおりです。
11	(資料-3) 様式集及び記載要領	1	38	3_(3)	「入札説明書 4.」に記載されました要件を満たしていることをご確認されるために、「ア 競争参加資格審査の等級を証する書類の写し」ならびに「イ 静止衛星の運用経験(様式8)」の提出が求められておりますが、「入札説明書 4.(3).①」の無線従事者に関する在籍実績や配置計画等については、第一次審査資料の中ではなく第二次審査資料の中で実現性を提示し評価されるという理解で正しいでしょうか。	そのとおりです。なお、実際に確認を行うのは、本事業衛星の運用開始時点となります。
12	(資料-3) 様式集及び記載要領	1	41	3_(3)_ア	地上設備の「整備業務」(建設業務を除く。)を行う企業が提出する書類「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」については、工事種別が「電気設備」および「通信設備」のものを提出すればよろしいでしょうか。	3_(3)_アは「等級」を証する書類の写しであり、「建設業務」を除く地上設備の「整備業務」を担当する企業については、「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を提出する必要はありません。
13	(資料-3) 様式集及び記載要領	1	42	3_(3)_イ	静止衛星運用経験の実績を証明する方法として、契約書の写し等の提示が求められておりますが、対象となります衛星ごとの運用期間におけるすべての書類(写し)を提示しなければならないのでしょうか。弊社保管期限の兼ね合いからご質問致します。	原則としてそのとおりですが、運用期間を通じて経験を有していることを何らかの書類で証明できれば、過去の契約書等の写しを全て提出していただく必要はありません。